

令和7年第2回浅川町議会定例会

議 事 日 程 (第3号)

令和7年3月7日(金曜日) 午前9時開議

- 日程第 1 議案第 2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて
- 日程第 2 議案第 3号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 5号 浅川町企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 6号 浅川町語学指導を行う外国青年の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 7号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例並びに浅川町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 9号 浅川町農業集落排水施設分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第10号 花火の里ニュータウン污水处理施設分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第11号 浅川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第12号 浅川町定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第13号 浅川町定住・移住促進住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第14号 浅川町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第15号 令和6年度浅川町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第15 議案第16号 令和6年度浅川町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第24号 浅川町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第25号 町道路線の認定について
- 日程第18 議案第26号 町道路線の廃止について
- 日程第19 発委第 1号 浅川町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第20 請願第 1号 国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての請願
- 日程第21 請願第 2号 国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願
- 日程第22 請願第 3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について

日程の追加

日程第23 発議第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第22まで議事日程のとおり

日程第23 発議第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について

出席議員（10名）

1番	須 藤 孝 夫 君	2番	富 永 勉 君
3番	菅 野 朝 興 君	4番	兼 子 長 一 君
5番	木 田 治 喜 君	6番	岡 部 宗 寿 君
7番	須 藤 浩 二 君	8番	上 野 信 直 君
9番	会 田 哲 男 君	10番	水 野 秀 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	江 田 文 男 君	副 町 長	加 藤 守 君
教 育 長	真 田 秀 男 君	総 務 課 長	生 田 目 源 寿 君
企画商工課長	我 妻 悌 君	農 政 課 長	関 根 恵 美 子 君
建設水道課長	生 田 目 聡 君	会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	坂 本 克 幸 君
保健福祉課長	佐 川 建 治 君	住 民 課 長	高 野 喜 寛 君
教 育 課 長	我 妻 美 幸 君		

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田 子 広 子	会計年度任用	芳 賀 純 弓
--------	---------	--------	---------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第1、議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第1、議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第2、議案第3号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議

題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 説明の中で、扶養手当に関しては、配偶者の分が段階的になくなって、子供の分が上がるというお話があったかと思うんですけども、そうすると、子供のいない家庭というのは、これは不利益になるような気がするんですけども、その辺はどのような考えなんでしょうか。その点が1点目ね。

2点目は、今回の改正で、年間どのぐらいの支出増になっていくのか伺います。

それから、3点目、通勤手当に関してなんですけれども、ガソリンが震災直後ぐらいの異常な高騰になっているんですけども、この自家用車の通勤手当というのは変わらなかったんですか、今回。その点を伺いたいと思います。

それから、上限が15万円に増額になりましたけれども、これは、新幹線通勤なんかも一応念頭に置いてという話かな。施設組合ではそういう答弁だったんですけども、伺いたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 詳細にわたりますので、担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から答弁させていただきます。

議員さんからおただし4点あったかと思います。

順にご答弁させていただきます。

まずですが、今回、議員さんおっしゃるとおり、扶養手当、配偶者手当と、それぞれ改正ございます。

不利益関係なんですけど、こちら、町独自ではございません。国に準拠しておりますので、不利益になるようなことも、確かに認識はしておりますが、このようなルールになると思われれます。

それと、2点目です。扶養手当ですが、額で申し上げましたら、今現在は、全体で61万円なんです。令和7年度、来年度は、67万ということで6万のアップ、令和8年は、73万円ということになります。

こちら、扶養手当、子供さんそれぞれいらっしゃいますが、その確認で出たもの、数字を算出したものです。ですので、12万のアップとなります。

3点目です。通勤手当ですが、今回、通勤手当、自動車関係につきましては、変更はございません。これも、国に基づいております。

4点目ですが、うちの町には該当していませんが、議員さんがおっしゃっていることで私も認識はしております。新幹線通勤とかが対象かと思っております。

答弁につきましては以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（上野信直君） はい。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第2、議案第3号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第3、議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第4、議案第5号 浅川町企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ

いてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第4、議案第5号 浅川町企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第5、議案第6号 浅川町語学指導を行う外国青年の報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、議案第6号 浅川町語学指導を行う外国青年の報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第6、議案第7号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 異常な自然現象または大規模な事故により重大な災害が発生し、または発生するおそれがある場合ということで、このような場合に、特殊勤務手当を1日500円だけれども、増額するよと。

この異常な自然現象または大規模な事故、これ、客観的にはどういう、何か基準があるんですかね。例えば、今晚大雨が降りそうとか、大雪が降りそうだなんていうときに、待機される職員の方々いらっしやると思うんですけども、そういう方々が対象になるのかどうか、どういう場合にこれが適用になるのか伺いたと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から答弁させていただきます。

それでは、この件なんです、議案なんです、私どもと認識しておりますのは、昨年元日の能登半島地震や、全国で発生しております水害と、町職員が他方に派遣の際、こちらを認識しております。

全国で災害、震災等が発生すれば、県を通じまして町に派遣の依頼が来ます。その際、町で選別しまして、職員の派遣するかどうか否かを決定いたしまして、派遣しますが、そのときの派遣の手当となりますので、あと、金額、500円なんですけれども、こちらにつきましても、国から通知が来まして、準拠している金額になっております。あくまでも、他市町村に災害派遣で行く場合の手当と認識しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 第9条の2項は、その要請に基づいて派遣する場合ですよね。1号のほうは、自分の町でこういう災害が発生しそうなときに、対応に当たる職員の方々の特殊勤務手当ということなので、この、自分の町で生じる場合って、どのぐらいの危険性があるような、例えば、警報が出たとか、大雨洪水警報が出たような場合の出動は、これは対象になるとか、その辺の基準というのは特になんていいますか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、再度、答弁させていただきます。

議案書の27ページ、第9条の（1）のところ、議員さんおたさだしたと思うんです。おさらいなんです、私どもの認識としましては、警報が発令になります。当然、我々職員は登庁します。待機もしくは巡視、行いますが、ここの（1）につきましても、一つの大きなポイントは、災害対策本部を設置するかしないかにかかると思うんです。私はそのように認識しておるんですが、あくまでも（1）につきましても、災害対策本部を設

置するか。

警報発令になったからといって、必ずしも手当が出るわけではなく、あくまでも、災対本部が目安かと認識しております。

以上です。

○8番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、議案第7号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第7、議案第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例並びに浅川町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第7、議案第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例並びに浅川町税条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第8、議案第9号 浅川町農業集落排水施設分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

日程第8、議案第9号 浅川町農業集落排水施設分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第9、議案第10号 花火の里ニュータウン污水处理施設分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第9、議案第10号 花火の里ニュータウン汚水処理施設分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第10、議案第11号 浅川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第10、議案第11号 浅川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第11、議案第12号 浅川町定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 1点だけ伺いたいします。

定住促進住宅という名称を使っているんですが、どちらの住宅を指しているのか、伺いたいします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

定住促進住宅につきましては、通称、みのわ団地でございます。通称といいますか、条例上の名称は、定住促進住宅管理条例でございまして、その3条の中に名称を規定しております。その名称は、みのわ団地でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 以前の議会でも出ていると思うんですが、その名前が、みのわ団地なのか、定住促進住宅なのか、その区別しちゃうんですよね。さっき、課長が説明した、その第3条では、そのみのわ団地という名称を使っているみたいですが、その辺を整理して、みのわ団地、定住促進住宅管理条例ではなくて、みのわ団地というふうに改正することはできないのかお尋ねいたします。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

おただしのとおり、確かに、条例名をそのものを改正するというのも可能ではあると思っております。

ただ、目的が、定住を促進するという目的で、この団地を譲り受けて、町で管理しておりますけれども、あくまで、この住宅の総称は定住促進住宅で、個別の名前がみのわ団地という建物の名前というふうに、現在は管理しております。

これが、例えば、定住促進住宅がみのわ団地以外にも町で所有した場合には、また別な団地名がつきまして、そのようなことで、条例名と団地名が別になっているという現状でございます。

町営住宅管理上でも、町営住宅条例とありまして、その中に、背戸谷地第3団地とか、第4団地とか、第5団地とかというふうに、団地がそれぞれ分かれているというような状況でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 分かります。町営住宅に関しましては、その、第3団地、第4団地ということで、誰が聞いても分かるものなんですよ。ただ、じゃどっち呼べばいいのかと、定住促進住宅と呼べばいいのか、みのわ団地と呼べばいいのか、その辺を、やはり、前の議会でも度々出た話なんですけれども、もう、その辺も、確かに、生まれは定住促進住宅かもしれないけれども、育っている間は、ずっともうみのわ団地なんですよ。

ですから、その辺をもうどちらかに統一すべきではないかと思うんですが、町長の見解を、まず、伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私、今、そういう、みのわ団地定住促進というのは、何ら、全く問題はないと思っております。そういう、今、町民から聞いたわけじゃないし、やはり、みのわ団地というのは、皆さん、通称簗輪にあるからみのわ団地であります。我々、やっぱり、職員の中では、促進住宅といって、いかに、そこに何

かあった場合住んでもらうかとか、災害の場合とか、そういうことがございますので、今のままで全く問題ないと思っております。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 了解しました。

それと、連帯保証人を2名から1名に人数を変更する、その変更するに当たってどのような所内での協議がされたのか、伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきますが、やはり、以前から議員の皆さんからも言われておりましたが、保証人、なかなか2名、身内以外つくるのは、大変だということは、皆さんご存じ、いろいろ聞いていると思っているんです。それで今回、議員さんからも言われましたし、やっぱり町民、あるいはほかの方々からも言われたことはありますので、やはり、2名から1名にしたことは、大変入りやすくなるのかなと思っておりますので、今後ともそういう推移を見ながら、ちょっと見守っていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

内部でどのような決定をしたかというおたしだったかと思えますけれども、町長答弁にもありましたとおり、以前の議会におきまして、町営住宅の入居状況をはじめ、空き部屋も多いという状況であります。そういった中で、入居希望される方が、連帯保証人の数、2人を確保するのが難しい、そういったものが障壁になっているのではないかということも、お話もございまして、議会の後、町長はじめ内部で集まって検討した結果、やはり、連帯保証人の数を減らして、もっと空き部屋がなくなるように、入りやすくなるようにしたほうがいいんじゃないかということで、やはりハードルを下げたほうがいいという結論に至って、今回提案したものでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） すみません、何回も質問してしまつて。

それで、連帯保証人1名にするということは、非常に改革でいいと思います。あわせて、その連帯保証人の基準についての討議はなされたのでしょうか。

例えばですよ、東京から帰ってくる、また、町内企業に勤める方とか、様々なケースがあると思うんですよ。その中で、その連帯保証人となる方の基準、その辺は協議されたのか、伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

連帯保証人の基準でございすけれども、現在の条例上、定めてある内容につきましては、今回のみのわ団地の連帯保証人に関しては、入居者と同程度以上の収入がある者ということで、町長が適当と認める人ということで、ちょっとざっくりとした内容になってございますので、ある程度、融通といたしますか、探しやすいんじゃないかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 浩二君、5回やっております。

〔「いや、あれ、7番先ね、俺が言っちゃいけないけれども」の声あり〕

○7番（須藤浩二君） いいですか。じゃ、最後に。

○議長（水野秀一君） はい。

○7番（須藤浩二君） 最後に、すみません。

私、12月議会でも言っているんですけども、その保証人の基準というのは、物事別々に、町で保証人の基準が変わってしまうのではなくて、浅川町の、保証人の基準というものを設けるべきだと思います。

やはり、今回、住宅入居に関しては、こういう保証人の基準ですよというものを、今、課長から言われたので、じゃということになってしまうと、奨学金の保証人もおります。町で求める保証人というものの、基準というものを、やはり、もう12月にも言いましたけれども、きちっとした明確にした条例を定めるべきではないかと思うんですが、その辺の答弁を、町長お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほど、課長が答弁したように、入居者と同等の収入のある方が保証人にふさわしいと思っております。

ただですよ、収入がなくて、あるいは災害で住むところがないという、これは、書いてありますとおりに、町長が特例と認めたときは、入居をできます。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか、質疑。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） この、保証人を2人も要らないんじゃないかというのは、以前の議会でも申し上げまして、今回、今実際にそういうふうになったので、私は歓迎しているんですけども。

これによって、この定住住宅、みのわ団地は、外から、特に働き盛りの人が浅川町に来てもらおうということで、位置づけているわけですね。ですから、そういう人らがいっぱい来るように、ほかの自治体は、どこでも、そういう住宅があっても、保証人が2人だの、敷金がうんと高いだの、そういうのはあると思うんですけども、私は、今回のこの措置によって、すごく、浅川町に移り住んでくれる人が一定程度期待できるんじゃないかなというふうに思っているんです。

それで、その点について、町長の認識、それから、この措置が効果を上げるためには、やっぱり広く周知をするということが重要だというふうに思うんですけども、その点に対しての対応は、どのようになされるのか伺いたいというふうに思います。

それから2点目として、町営住宅も、同様にするというふうなことが、何か、言われたというふうに思うんですけども、これは、町営住宅は、町営住宅ですね。普通のね。建設省が関わって造った住宅ですね。それも、やはり、4月1日から、保証人は1人でいいと、敷金は従来の半分でいいと、こういうふうに変えるということではよかったですか。ちょっと確認させていただきたいと思います。

それから3点目として、改めて、この住宅に関しては、ずっと保証人を求めているわけですけども、近年、保証人に対して、入居者が払ってくれないので、保証人に対して請求したという例はあるのかどうか、改めて伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、今の、8番議員さんが言ったとおりに、町外から、本当に、住んでいただければ最高だと思っています。本当に、私もそうでありますが、皆さんもそうだと思いますが、移住・定住、本当に、町外から来ていただければ、少しでも人口減に歯止めがかかるかなと思っています。

そしてまた、この浅川町は、とにかく住みやすい、そしてまた、家賃が安い、そしてまた、保証人が1人だということで、当然これは、町外にPRすべきだと思っていますので、ぜひ、みのわ団地が、今の空き家が少しでも埋まるように、私は努力していきたいと思っています。

そのほか、担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、補足答弁させていただきます。

みのわ団地をはじめ、滝ノ台団地等の周知の方法でございますけれども、これまで以上に、町外、県外から来ていただけるように、企画商工課の移住政策に関する事業等、当然、タイアップといいますか、そして、その中の一つの位置づけとして、PRしていく必要があると思っていますので、令和7年度からも力を入れてやっていきたいと思っています。

それから、町営住宅ですね。公営住宅法に基づく町営住宅のほうでございますけれども、こちらは、国土交通省の所管の住宅ということになっています。

町営住宅条例につきましては、もう既に改正しておりまして、連帯保証人については、1名ということになっておりますので、敷金のほうですね、敷金について、今現在は、家賃の3か月分でございます。これを、同様に、2か月分に改正をしたいということで、こちらの改正は、規則の中に定められているものですから、規則の改正は、町の内部の決定のほうで、改正の施行を、同様に令和7年4月1日からということで、今回の議決がありましたら、同様の改正を行っていきたいという内容でございます。

あと、連帯保証人への請求なんですけれども、近年、連帯保証人に対して請求をした事例はございません。

これは、入居者と連絡を取りまして、支払いの意思が確認できていると、納付誓約ができているという状況ですから、連帯保証人には連絡はしておりませんけれども、誓約、約束が守られないと、連帯保証人の方にお話しするようになりますということは伝えております。

あと、それから、今回の連帯保証人の数の変更に伴いまして、7年度、再度、連帯保証人の設定を、もう一度、設定し直しをお願いしようかなというふうには考えてございます。入居者に対して、連絡をして、連帯保証人の方の入替えといいますか、もう一度再設定していただくということを考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 大いにPRしていただきたいというふうに思います。

連帯保証人に関しては、今までもほとんど、連帯保証人に請求したようなケースって、本当にまれなんですね。まず、ほとんどなかったというぐらいのあれで。だから、そういう実態を踏まえれば、こういう高い無用のハードルを入居者に課さなくてもいいと私は思うんですね。だから、連帯保証人なんて、もう要らない。ただ、敷金さえきちんと入れてもらえれば。

それと、入居するときに、その人がきちんと、ちゃんとした人なのかどうか、これを見極めるのがすごく大事だというふうに思うんですね。入ってもらって、隣近所に迷惑をかけるような人では困っちゃうし、町に対して、家賃払わないとかいう方でも困るので、その点をきちんとすれば、私は、連帯保証人なんて、もらわなくてもいいんじゃないかなというふうにも思うので、その部分は、今後検討していただきたいというふうに思います。

それから、今回の、その、連帯保証人を2人から1人にするということで、連帯保証人の入替えを求めるというふうな話だったんですけれども、これは、入居者に対して、かなりの手間をかけるという面もあると思うんですね。

実態は、もう亡くなっている人が連帯保証人になっているケースも、そういうケースだってあり得る話なので、そうすると、新たな連帯保証人を探せということにつながるので、その点は、もうちょっとよく検討してやっていただきたいなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

基本的には、浅川町はそれベッドタウンという位置づけで、企業を持ってくるのは難しいけれども、近隣にある、住んでいる人に、どんどん移り住んでもらおうということですので、これを活用していただきたいなというふうに思います。

企画のほうの移住の事業とタイアップしながらやっていくということなので、この点は期待をしております。

その見直し、入替えについて伺います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） 答弁させていただきます。

連帯保証人の数ですけれども、内部で一応打合せした段階ですと、やはり、何か入居者に対して、家賃を納めていただくための、やっぱり、しっかりと納めていただくための、一つの連帯保証人を立てて、そういった意識を持って、連帯保証人に迷惑がかかることになるというようなことで、納付意識の面も含めて、最低、今1人は必要だろうというところで、そういった意味で提案しております。

それから、もう一度、連帯保証人みたいのに再設定のお話ですけれども、これに関しましても、いろいろと民法の改正とかがありまして、極度額の設定であったり、いわゆる限度額の設定であったり、それから、連帯保証人に対する情報提供というのが必要になったというふうに記憶しておりまして、そういった意味も含めて、どのように扱ったらいいのかなということで、一つ考えていた内容でございます。ちょっとまだ、はっきりと決まったことではありませんので、十分に検討していきたいと思っております。

以上です。

○8番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありますか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 私も、8番議員さんと同じく、この条例の改正については、非常によかったなと思っ
ていることがあります。

それで、先ほど来からちょっと出ているんですけれども、連帯保証人を2名から1名にすると、そもそものほうで恐縮なんですけれども、当町が連帯保証人を取る理由、どのように考えていられるか、ちょっと教えて

いただければと思うんですが。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

連帯保証人につきましては、入居者と同等に、債務を負担する義務がございますので、家賃の未納、滞納対策、いわゆる滞納、未納があった場合には、連帯保証人に請求するというのは、基本、原則であると思っております。そのために、設定をしております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 当町の連帯保証人を取る理由というのは、それだけなんですか。家賃の債務の対応ということによろしいんですか。

私は、例えば、入居者の緊急のときの連絡先だとか、それから、万が一亡くなった場合に、法定相続人がいませんよといった場合の連絡先とか、そういう形の下で連帯保証人取っているのかなと思っていたものですか、そういう債務に対するものだけということで、よろしいんでしょうか。

もし、違うのであれば、もう一度、答弁願えればと思います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

まず、連帯保証人という名前といいますか、名称から答えますと、先ほどの答弁なんですけれども、やはり、緊急時の連絡先という面では、当然、そこの方に連絡をするというのも一つの方法でありますので、それは当然、そのようなことは行っております。

ただ、そのほかにも、緊急連絡先とか、親族の方とか、何かあったときの連絡先というのは、また別には管理はしております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） そうだと思うんです。先ほど、同僚議員からも話出ましたように、債務に対する対応というのはなかなか難しく、それに、執行されたということは、ほとんど皆無という形だと思うんです。

それはそれでいいんですけれども、実際には、その以外のことで、連帯保証なのか、保証人なのかというあれはあるんですが、保証人を取る理由としては、そういったことがあって、例えば、家財道具だとか何かを処分する場合に、こういう連絡するんだとかいう、後々のことも考えての保証人というような位置づけだと思うんです。

それで、私も思うんですけれども、今、各地方自治体で、連帯保証制度を廃止しているところが数多くあります。それで、今、いろんなところで議論されたり、保証人は必要だよと。先ほどちょっと出ました、民法の改正もありました。限度額の設定ということもあります。そういったことも含めて、いろんなところで議論されているのも確かなので、これは、いわゆる、町長言うところの、先ほどもちょっと出ましたけれども、ベッ

ドタウン化して、いわゆる門戸を広げて、浅川町に住んでもらうという趣旨からすれば、そういった議論も、2名から1名になるのも一つの進捗だと思うし、これから、じゃ連帯保証人をどうするんだという議論も、さらに進めていただければ、もっと浅川町に住もうということが、考える方も出てくるんじゃないかということも、PRも含めて、その辺の議論も、ぜひしていただきたいなというふうに思っておりますので、2名から1名、それから、敷金をちょっと下げたということは、非常によかったなというふうに私は思っています。

今後についても、ぜひとも、その辺の連帯保証人の再設定も含めてですけれども、いろんなことをトータルの考えていただいて、今後どうすれば、入居率を高めていくという部分も含めて、検討願えればというふうに思っておりますので、回答は結構ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第11、議案第12号 浅川町定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第12、議案第13号 浅川町定住・移住促進住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） ちょっと先ほど聞き忘れてしまったんですけれども、既に2名の連帯保証人を立てて入居されている方々、滝ノ台団地にしろ、そのほかの町営住宅にしろ、みのわ団地にしろ、4月1日からは2名のうちの1名が欠けた場合でも、もう1名を補充してくださいということはしないということで、ずっと、全員、みんなが1名でいいという対応をされるんでしょうね。伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） 連帯保証人ですね、令和7年4月1日以降の人数ですけれども、1名に改正になった後に、現在2名だった方のうちの1名が亡くなったとか、そういったケースで1名となった場合についても、そのまま継続、1名、現行の令和7年4月1日からは1名という基準でございますので、そのまま1名ということで考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（上野信直君） はい。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第12、議案第13号 浅川町定住・移住促進住宅管理条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第13、議案第14号 浅川町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第13、議案第14号 浅川町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第14、議案第15号 令和6年度浅川町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 1点目として、本町歩道の改修工事というのかな、が予定されておりますけれども、これは、残っている部分、全部、これで終わるという計画ですか。伺います。完成時期は大体いつ頃と見ているのか伺います。

2点目、大名大塚中央線、これも、全線舗装にするということで理解してよろしいですか。やはり、完成時期というのはいつ頃と見ているのか伺います。

3点目です。防災費で、以前、詳しく説明があった、いろいろな備品を購入するわけなんですけれども、これ、いつ頃入ってくる、いつ頃備えられる見通しなのか伺いたいと思います。

それから4点目として、浅中建設事業費で、備品購入費が4,000万円近く不要になった、この理由について伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 詳細にわたりますので、各担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、私のほうから、町道の工事の件でございますけれども、今回補正の、本町線、それから大名大塚中央線です。

本町線につきましては、残り40メートル程度でございますので、今回の補正に速やかに発注して、できれば、当然、お盆前に、7月中、7月末ぐらいを目標に工事を進めて、完了というところで、今のところ、完了見込みで考えております。

それから、大名大塚中央線につきましては、今回舗装工事初めて入りますので、ちょっとこれから、どの程度までの工事ができるのかという、積算とかをしてからの発注になりますので、ちょっと、どの程度までできるのかというのは、全線全部終わるのかというのは、今現在ですとまだ分かっておりませんが、こちら、早めに発注して、やはり、7月末までには、できれば終わればいいなというふうには考えております。

4月以降、意外と工事の発注も少ないので、業者さんも多分手が空いているんだと思うので、早めに終わらせていただきたいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私からは、3点目につきましてご答弁させていただきます。

防災費です。いわゆる国の防災交付金にて、防災用品、避難所の備品類を購入するわけなんですけど、全国的にこの交付金は活用されますので、防災グッズ、今現在、入庫が大変厳しい状況にありますけど、私も各業者さんと、見積り頂く時点で、納期は確認はしておりました。ただ、やはり、未定というのが、はっきりと定かにはお答えいただけませんでしたが、こちらとしましては当然なんですけど、秋の長雨、災害が起きるのは夏から秋なので、それまでには、随時入るものはもう納品していただくような形を体制は取っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

浅中建設のほうの備品購入費なんですけれども、予算書で言う20ページの備品購入費、17節、1,920万5,000円ですが、こちらにつきましては、当初予算のほうでは6,600万円を見込んでおりまして、実際購入する際に、既存のものを、まだ使えるものをもう一度精査したり、購入する備品、同等品で価格の低いものにするなどして、それで価格を抑えたというところもあります。

それから、まず、予定価格が、入札を行いましたところ、5,610万円が4,895万円となりまして、その入札の請差ですが、そちらのほう700万ほど下がったというところがあります。

それから、カーテン購入費もですね、当初500万を予定しておりましたところ、実績として330万の実績となったところで、備品購入費の減額として1,900万ほど、今回減額としたところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 支出の項目で、2点ほどお尋ねいたします。

16ページ、6款1項の3目と4目の830万円の減、あと、水田作物振興補助金の1,100万円の減、これの要因についてお伺いしたいと。

それと、学校教育費の中なんですけれども、19ページ、10款1項の2目委託料、小・中学校の通学バスの運転業務委託料、マイナスで、400万円の減の要因についてお尋ねいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 各担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） 私のほうから1点目についてお答えさせていただきます。

16ページの6款1項3目の18負担金、補助及び交付金の中の新規就農者育成総合対策事業補助金（経営発展支援事業）のマイナス830万3,000円につきましては、今年度当初から、県、国のほうに2件要望しておりました。

それで、当初予算でも要望させていただきました1件、それから、その後に6月の補正でも1件追加で要望させていただいておりました。

さきにも説明したとおりなんですが、1月に3回目の要望調査がございまして、1件の方は、当初予算要望されていた方につきましては、令和6年度中に事業実施したいという再希望を取りまして、もう1件の、6月に補正されました方につきましては、令和6年度中は急いでいないので、令和7年度中に希望したいということで、希望がございました。そちらのほうを、県のほうに回答させていただいたところでございます。

つきまして、当初、要望されている方のみを予算のほうで残させていただきまして、今年度実施する予定でございます。この830万3,000円につきましては、6月に補正された方の分の減額となっております。

それから、水田作物振興補助金ですが、こちらは、令和6年度当初見込み、2,500袋で見込んでございました。

飼料用米1袋につき700円助成したところなんですが、当初予算では2,500袋見込んでおりましたが、実績のほうは、9,429袋と大幅に減となっております。そちらの実績に応じて減額したものでございます。

失礼しました。

実績につきましては、9,429袋。当初は2万5,000袋です。失礼しました。2,500と言ってしまう申し訳ありません。当初予算の見込みは、2万5,000袋です。

それが、実績では、9,429袋という実績だと思うので、減額させていただきました。

細かく言いますと、振興作物のほうも支払いしておりますので、ちょっと、ぴったりはいきませんが、主な要因は、飼料用米の袋数の減です。

1点目は以上です。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、2点目につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

予算書19ページ、10款1項2目12節の委託料、小・中学校通学バス運転業務委託料の400万円の減でございますが、当初の見積りで、1日当たり1万円の契約単価が減となり、運行日数が202日、当初見込んでおりましたのが208日で、運行見込み予定日数が202日となりましたところで、ここで200万円の減、それから、臨時バスの運行日数につきましても、夏休みの小学校の臨時バスが主なところなんですが、そちらも、活動が少なくなったための減となっております。

それから、あと、臨時バス運行についてですけれども、そのバス利用者の希望を取り、3コース運行しているところを、2コースでも回れるんじゃないかというところで、経費節減として、そこを3コースから2コースにしたりということで、削減となり、実質的に400万円の減となったところです。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） まず、1点目の農業関係の質問の、再質問でございしますが、当初予算と6月と、2件出てきて、1件はもう今年はやらないよということで、マイナスになったと。でも、普通、申し込むときに、今年の事業で申し込んで、途中でやりませんよというのは考えられないことですよね。あり得ないことだと思うんですよね。だから、最初の段階の計画を、ちゃんと話をして、こういうスケジュールで、今年度中にこうい

う事業やらなきゃならないんですよという説明を、果たして、その人はきっちり認識できたのかという、そういう話にもなってしまいますよね。

じゃ来年度、7年度にやりますと言ったときに、7年度仕切り直しで、ちゃんとしたその説明と、納得ができるのかというそういう疑問が残るんですけども、担当課のほうで、それは一生懸命説明をしてやったのは、十分やったと思うんですけども、それに関しても、国・県からの補助金に対して、要望して、やっぱり途中でやめますよと、あり得ない話だと私は思うんですね。

あと、水田振興作物の件は、了解しました。

飼料米で出すよりも、食米で出したほうが高いという、今年の情勢を鑑みれば、こういう結果が出たということだと思います。

裏を返せば、人間が食べるものを、金額の差によって動物の飼料にしてみたり、何ていうんですかね、ちょっと生産者のそれは自由だとは思いますが、できれば、食用米は食用米でやっていただければなという思いであります。

小・中学校の通学のバスの件でございますが、ちょっと何か、金額と件数と数値が、もう、ちぐはぐになっていないか、もう一度、その辺整理してお答えいただければと思います。

結論からいえば、運行の回数が減ったからというのは理解できております。ただ、これもそうなんですけれども、学校の年間行事というのは、当初予算組む段階では、もう決まっているんですね。ですから、ちょっと試算が甘かったのかなと。400万円も余るような試算というのは、もうちょっと努力していただきたいと。

新年度予算のほうにも、やはり、学校の稼働日数と運行本数で試算しているとは思いますが、こういう、今回400万マイナスになった結果を、新年度予算には反映されているのかも併せてお聞きしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） それでは、1点目につきまして、私のほうから再度答弁させていただきます。

こちらの新規就農者育成総合対策事業補助金（経営発展支援事業）につきましては、就農後2年目まで農業機械等の申請ができる制度となっております。

今回、減額させていただきました方につきましては、令和6年3月に所要額調査がありまして、6月に内報が来ます。そのときは、トラクターと、それから、乾燥機を希望されておりまして、6月に内報が来て、不採択でした。

2回目の所要額調査が8月にありまして、11月に結果が分かったんですが、そのときも、残念ながら不採択でした。

その後、国で補正予算を取ったことから、3回目の所要額調査が行われました。その3回目の所要額調査が1月だったので、採択になると思われるのがもう2月だというふうに県のほうから言われておりました。2月に、もし採択を受けても、1か月程度しか事業を実施する期間がないことから、県のほうでは、今年度急いで実施するものなのか、実施できるのか、融資の手続が間に合うのかとか、納品が間に合うのかとか、そういう調査まで行われました。

今回、減額させていただきました方につきましては、導入したい機械につきましては、6年度絶対にといいますか、何でもかんで、必要ではないので、7年度要望でもいいということで、7年度要望したいということで、

引き続き、7年度のほうに要望をしていくということで、確認をしたところであります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

バスの運転業務につきましては、年々、今の燃料費高騰というところもございまして、当初予算では、恐らく、多く見積もっていたのかと思われます。

それから、臨時分につきましては、その都度、保護者の希望を取りまして、保護者の送迎も増えてきておりますので、その辺で、コースが減便になったのかなというところもございまして。

それから、当初予算につきましては、新年度予算は1月、大体12月末頃には決定するんですけれども、6年度の実績を基に算定しておりますので、恐らく、去年と同様並みで計算しているかとは思われます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 1点だけ、もう一回聞きたいんですけれども、そうすると、農業振興費のやつ、今年度分はもう残りの日数がないから、実施まではできないから、7年度に再度応募すると。

受けておいて、例えばですよ、実施期間が短いから、役場で言う繰越明許で、次年度にその事業を継続して実施するということはできないものなんですか、この事業は。

仮にですよ、じゃ来年度応募しました、今回は丸をもらって、いや、期間がないからと見送って、再度来年度申し込んだときにバツだった場合どうするんですか、これ。相手がマルかバツかを出すもので、いや、来年度出してください、再度と言われて、それが、もし万が一駄目だったなんていうことになった場合は、どうなんですかね。

その辺、ちょっと、もう一回詳しく教えてください。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） お答えいたします。

今回、減額させていただきました方の分につきましては、引き続き、国の補正予算のほうに所要額調査で要望はしてございます。町のほうでも、繰越しするかどうか、予算書上、検討したところなんですけれども、県の説明もありまして、7年度予算でも町のほうは構わないということでしたので、7年度当初予算のほうに、引き続き継続で予算要求をさせていただいております。

国のほうが、補正予算で取ったことから、ちょっと複雑なんですけれども、経営発展支援事業から名前が変わりまして、初期投資導入事業ということになりましたので、当初予算のほうでも、農林水産業費の農業費のほう、農業振興費のほうで計上させていただいているところです。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。大丈夫。

○農政課長（関根恵美子君） 大丈夫ですか。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 12ページの企画費の委託料で、地域おこし協力隊設置運営等業務委託料が571万1,000円の減額です。7年度の当初予算でもこの委託料、計上されているんですけども、この地域おこし協力隊設置運営、この業務ってちょっと、なぜこのような減額になったのか、全くこの委託は実施しなかったんでしょうか。それから、その業務内容をちょっとお伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） では、私のほうからお答えいたします。

地域おこし協力隊設置運営等業務委託料でございますけれども、こちらにつきましては、地域おこし協力隊の人件費、それから、アパート代、それと、活動に要する経費、それから、協力隊の日々のサポートに要する経費、そちらの相当額を委託料として支出しているものとなっております。

今年度の予算につきましては、10月に2名着任するものとして半年分計上させていただきましたが、実際は、2月に1名、それから、今度4月に1名ということで、着任はしていただいたんですけども、その期間が短かったということで、今回、571万1,000円を減額ということで計上したものです。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） 12ページの真ん中の基金費で、積立金ということで、財政調整基金積立金ということで、今回、1億7,000万円となっております、こちらの積み立てた合計額と、幾らまでこの積立金を、上限として幾ら考えているのかという部分と、もう一つに、主に何に、この積み立てたお金を使っていくのかというようなことで、3点お聞きいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） 私から答弁させていただきますが、しばらくお待ちください。

まず、基金の残高なんですけれども、3億2,000万になっていますが、毎年毎年、剰余金を積み上げておりまして、特に、この財政調整基金ですが、一番は、万が一のときになんですね。災害が起きた際、復旧費、こちらに充てるのが一番なんです。ですので、いわゆる財調というんですが、財政調整基金は、やはり、5億から10億持っているのがベターと。ちょっと開きはあるんですけども。

町の推移でいいますと、一番多かったときで、過去5年間で10億のときもありました。学校を建てる前は、5億6億あったんですけども、今は学校に回したりもしていたものですから、3億弱になっておりますけれども。

毎年、ここ学校1回ピリオドになっていますから、また、改めて、剰余金を積み上げて、万が一不測の事態に対応したいと考えております。

以上です。

○3番（菅野朝興君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○3番（菅野朝興君） はい。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第14、議案第15号 令和6年度浅川町一般会計補正予算（第7号）を起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第15、議案第16号 令和6年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 今回の補正で目立つのが、2款1項2目の地域密着型介護サービス給付費用ということで、認知症対応のデイサービス、すみれさんの事業が始まって補正が出たと。2,300万円の補正が出たということで、人によっては、そういう施設ができるから、余計なお金がかかるというふうに思う人もいるかもしれないけれども、これだけ、やっぱり困っている方々がいて、やっとできて、利用できてよかったなというふうな方がいらっしゃるわけですよ。

途中で、増床でしたっけもありましたし、それだけ需要があって、今までは浅川町では提供できなかったサービスが、提供できるようになったということで、これは、私はいいことだったというふうに思うんですね。

この利用者の方々、これ、できる前はどのような状況だったのかなというのが、私は気がかりなんです。

認知症の方々、できたから通って、1日いろんな人と交流したり何だりして過ごせるようになったと思うんですけども、それ以前の、そういう方々はどのような実態だったのか、もし分かっていたら伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させますが、私も、すみれが2年前にできて、3年前ですか、にできて本当によかったと思っております。

そしてまた、昨年増床したということは、やはりそれだけの、今、8番議員さんが言ったとおりに、利用者がいるということなんですよね。やはりその分、ほかの町村もそうでありますが、我が町もかなり助かっている世帯もあると思っております。

当然、これからも長く続けていっていただきたいと思っております。

それですね、町でできることは、やはり少しでもしてあげたいと思っております。

そのほか、担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） おただしの件ですが、すみれの利用者が、以前はどうしていたのかというところですが、恐らくですが、既存の社協やさぎそうのデイサービスへ行っていた方も、ケアマネジャーと家族の判断で、こういうサービスがあるから、認知症がひどくなってきたから、こっちの利用はどうでしょうという勧めもあったと思います。

あとは、すみれさん独自での新規の利用者の獲得とか、あと、すみれさん自身がケアマネジャーにうちはこのサービスやっているので、ぜひ利用してくださいという、多分PRのほうもあったと思うので、それが、今の形になっているのかと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 分かりました。

今まで利用者はどうしていたのかというのは、そういうまとまったきちんとした調査はもちろん、計画をつくる上でも必要でもないし、してないということですよね。そういう、おっしゃったようなことが推測されるということですね。分かりました。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第15、議案第16号 令和6年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第3号）を起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第16、議案第24号 浅川町公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第16、議案第24号 浅川町公の施設の指定管理者の指定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第17、議案第25号 町道路線の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 1点目として、これらの路線を見ると、起点か終点の一方が、国県道に接続しているように見えるので、いずれもこれ、2級町道ということの位置づけになるんですか。伺いたいと思います。

それから、町道認定の効力の発生時期なんですけれども、これは、特に書いていないので、議決されたらば、直ちに認定されるというふうに理解していいのかどうか伺いたいと思います。

それから、ちょっと、質問じゃないんですけれども、新しい道路ができたり何だりするので、議員の皆さん全員に、新しい道路の道路地図、頂きたいなというふうに思うんですけれども。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

町道の、2級町道かどうかというお話だったと思うんですが、路線番号でいいますと、ちょっとすみません、今回の路線につきましては、2級もしくはその他の町道になります。

すみません、今ちょっと、詳しい資料は手元にございませんで、2級もしくはその他の町道という分類になります。

それから、町道認定の効力の時期ですけれども、まず、議決を受けて認定されたということであれば、その後、町のほうで告示がありますので、その告示によって効力が発生するということになりますので、速やかに告示をしたいと思っております。

あとそれから、路線網図という地図ですけれども、今回の認定を受けまして、修正しましたらば、議会の議員の皆様にはお配りしたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 今回、議決を受けて告示をすると。告示ってこれ、いつでやるんですか。今日中にやるんですか、それとも明日あたりやるんですか。告示がなされると、今まで従来県道だった部分が町道になるわけですね、みんな。そうすると、この間、バイパスの開通式をやりましたけれども、あれはバイパスじゃなくて、これは今度は県道ということになるわけですね。そういう理解でよろしいですか。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） 告示の時期ですけれども、議決後、速やかにお話ししましたが、3月中には実施したいと考えております。

それから、県道の部分ですけれども、もう既に開通いたしました、新しい停車場線、バイパス、国道118号までの部分については、もう既に、当然県道でございまして、それから今回、町道に認定します旧県道の部分なんですけれども、こちらは町道に認定されますけれども、当面の間は、県道であり町道であるという重複路線になります。

その時期が、いつなのかということに関しましては、県が町に引渡しをするときに、県道の部分が網が外れるということになって、そのタイミングで完全な町道になるということでございます。

これは、重複路線というのは、あり得ることなんですけれども、町道と県道が重複しているとか、県道と国道が重複しているとかということがありまして、その期間中は、上位道路管理者、今回の場合でいきますと、福島県が管理する権利があるという、上位道路管理者が優先されるということで、町に引渡しを受けるまでは、県のほうの管理、その間に、必要な修繕等を行っていただくという約束で進んでおります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 今の答弁を聞いて、なるほどなと思ったんですけれども、これ、県道を廃止するために

は、浅川町が町道に認定しただけでは駄目で、県のほうで、県道の廃止という手続を、これ、しないとおかしいですよ。そういう手続が必要なので、当面、重複になるということですか。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

そのとおりでございます。まだ、引渡しに、いろんな手続上も含めまして、必要な期間があるので、ちょっと当面、といっても、そんな何年かかるものではないというふうには思っておりますので、7年度中には引渡しされるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○8番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第17、議案第25号 町道路線の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第18、議案第26号 町道路線の廃止についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第18、議案第26号 町道路線の廃止についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

ここで10時50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時50分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発委第1号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第19、発委第1号 浅川町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 1点だけ質問いたしたいと思います。

提案理由の中に、議場に入る者の服装というものが書いてありますが、それはどういうものを指しているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 議運委員長、では局長のほうから。

〔「委員長だ」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○議会運営委員長（岡部宗寿君） 文章に書かれたとおりです。

補足説明は事務局から。

○議長（水野秀一君） 議会事務局長、田子広子君。

○議会事務局長（田子広子君） それでは、お答えいたします。

議場に入る者なんですが、傍聴者を除く議場に入る者となります。職員、当然、町長と議員の皆さん、それから、執行部の職員の皆さんということになります。

傍聴者につきましては、傍聴規則が別にございますので、こちらの、今の、会議規則が成立しましたら、傍聴規則のほうも、規則ですので、議長の決裁で改正することになります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 入る者は分ります。服装を聞いているんです。入る者の服装。

○議長（水野秀一君） 議会事務局長、田子広子君。

○議会事務局長（田子広子君） 禁止事項はあるんですけども、服装についての定めはございません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） それでは確認です。

作業服で来てもいいということですか。

その辺、曖昧過ぎると思うんですが、我々は、入った段階で、平服という言葉が言われました。平服とは何ですかと。スーツに決まっているだろうという。

その辺の、服装というのは曖昧過ぎる文言だと思うんですが、それはやはり、議員各位の判断でよろしいんですか。それとも、議会としてきっちり定めるものであるんですか。その辺をお願いします。

○議長（水野秀一君） 議会事務局長、田子広子君。

○議会事務局長（田子広子君） そちらに細かく定めるということになりますと、会議規則ではなくて、議会の運営基準というものを、新たに、浅川町の議会を運営するための基準というものを、今年度、策定させていただきましたので、そちらできっちりと、議会の中で議論して、定めるようになるのがよろしいかと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） それでは、議員の中のほうで、しっかり明文化して、文章として表すということではよろしいのでしょうか。

なぜそれを言うかといいますと、もう皆さんご承知かと思います。

議長は再三、服装に関して、ある議員に注意を促しております。議長が、ある議員に対して、再三、服装の注意をしているというのは、もう、皆さんご承知だと思います。

やはり、その辺をきちっと明文化して、議員の質にも関係するものでありますので、今後ですね。

今回の、この文章の意味合いというのは分かりました。じゃ今後、別なほうで詳細に決めるということではよろしいですか。

議長の意見も聞きたいと思います。

○議長（水野秀一君） その点を踏まえて、今後、はっきりした条例なり、改正をし、そして検討していきたいと思います。

ということで、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第19、発委第1号 浅川町議会会議規則の一部を改正する規則についてを起立によって採決し

ます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第20、請願第1号 国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての請願を議題とします。

これから紹介議員に対し質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第20、請願第1号 国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての請願を起立によって採決します。

お諮りします。請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（水野秀一君） 起立少数です。

したがって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

◎請願第2号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第21、請願第2号 国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願を議題とします。

これから紹介議員に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第21、請願第2号 国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願を起立によって採決します。

お諮りします。請願第2号を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立少数〕

○議長（水野秀一君） 起立少数です。

したがって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

◎請願第3号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第22、請願第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを議題とします。

これから紹介議員に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 質問させていただきます。

まず、本案件については、特に、福祉事業など、業界によっては低賃金による人手不足などの問題も多く、そういうことから、所得向上、県民の生活福祉向上のため、所得向上を図ることは大切な政策だと私も認識しております。

しかし、一方では、地域において、中小企業、零細企業が多い中、そういった固定費増加による経営の影響というところも懸念されます。

さらには、今回、紹介議員である須藤議員においては、商工会副会長という立場であります、そういう立場から、商工会においても、地域の産業を育成確保するという、そういった役割もあるかと思います。

そういったところで、商工会の見解はどうかということ、さらには、地域のそういった企業への影響という、2点について考えをお聞きしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） そうですね、2番議員のおっしゃっているとおりだと思います。

やはり、中小企業、零細企業等におかれましては、やはり、仕事の受け方、受注の仕方が、ほぼほぼ下請でございます。大手企業とは違って、大手企業からもらったものを安い単価で請け負って、今のご時世、電気代、灯油代、様々な値上げが続く中、どうしても、利益までが上がらない。利益が上がらないから給料が上がらない。負のスパイラルが働いているんですね。

大手の会社は違います。自分たちの売る製品を、自分たちで値段を考え、それで、自分たちの利益をまず確保するという。自分たちのところの懐は決して痛まないような経営状態でございます。

それを、やはり、地元で働く人たち、私たちのところは、もう、そういう下請企業ばかりですので、やはり、もっともっと、労働環境の改善、最低賃金の改善を、国等に求めているかなければ、その状況は変わらないという思いでございます。

私、商工会の副会長という部分でいいますと、商工会では、月2回程度の三役会、役員会、理事会、それと、あと、地元企業、金融機関との協議会などを開催しております。地元の大手企業の方とも懇談をしまして、やはり、今言ったとおりの悩みを打ち明けてきます。

やはり、賃金を上げたくても、利益が上がらないので、どうしても、そこは我慢してもらわなければならない。その結果が、地域別賃金の低さだと私も認識しております。

金融機関の関係の方ともお話しします。やはり、金融機関としましては、融資をしたいと。でも、企業側が、その融資をなかなか踏み出せない。なぜ踏み出せないんですか、利益が上がらないからなんですね。利益が上がらないから、借金してまで、何とかしたいというふうな風潮にはならないのが現状でございます。

先般も、東邦銀行の支店長ともお話ししましたが、やはり浅川は、現時点でも、融資件数、融資金額が伸びないということをおっしゃっていました。

そういうことを考えますと、国で、地域の最低賃金の引上げをもっと後押ししてもらわなければ、浅川町はよくならないと、浅川町の労働環境は変わらないという思いでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 1点ですね、質問した、商工会としての、今回見解というところではどうなんでしょうか。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 商工会といたしましても、最低賃金の引上げ、福島県商工会連合会でも、強くアピールしております。

現時点、955円だと思いますね、福島県の労働最低賃金。それをやはり、上げるという思い、それと、やはり、955円まで上がっていない、そういう職種の方々においては、できるだけ955円、最低賃金に近づけるようにという勧奨をしているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第22、請願第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について
を起立によって採決します。

お諮りします。請願第3号を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（水野秀一君） 起立多数です。

したがって、請願第3号は採択することに決定しました。

ここで、請願第3号が採択されましたので、追加日程、意見書準備のため11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時14分

○議長（水野秀一君） 20分まで休憩としましたが、再開してもよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 再開いたします。

◎日程の追加

○議長（水野秀一君） お諮りいたします。ただいま配付しました日程第23を日程に追加し議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認め、追加日程として議題とすることに決定しました。

なお、発議第1号については、会議規則第39条第2項の規定により、趣旨説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については、趣旨説明を省略することに決定しました。

◎発議第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第23、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出についてを議題とします。

事務局に表題部を朗読させます。

議会事務局長、田子広子君。

〔議会事務局長（田子広子君）朗読〕

○議長（水野秀一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第23、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は終了しました。

これで散会します。

散会 午前11時17分